主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

抗告の趣旨及び理由は別記の通りである。

ニ (1) 抗告理由第一点について。

(2) 同第二点について。

〈要旨第二〉しかし競売申立債権者と抗告人との間で、競売を取り下げる契約の成立したということは、競売法第三二条〈/要旨第二〉第二項により準用される民訴第六七二条第一号の強制執行を続行すべからざることに当らない。このことは競売法第二三条の規定からも推論されるところである。所論は理由がない。

よつて抗告を理由なしと認め主文の通り決定する。

(裁判長判事 鹿島重夫 判事 中村平四郎 判事 秦亘